

3. 自立活動における今後の課題

1) 自立活動の意義の再認識

(1) 教え込む指導から学び取る指導へ

自立活動の目標として、「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服する」ことが、学習指導要領に明記されており、児童生徒の主体的な学習であることが強調されている。今後は一層、この主体的な学習活動を尊重しながら指導がなされていくことが大切である。

従前から、自立活動における障害の改善・克服に関する指導は、個別的な指導が大切であるとされてきており、各学校においては障害の特性に応じた指導がなされてきている。ただ、個別的な指導とは、必ずしもマンツーマン (man to man) の指導を意味するものではない。前項II-1-2)で香川が述べているように、“マンツーマンによる指導体制は、きめ細かな指導を行う上では有効であるが、ともすると教師主導の「教え込む指導」に陥りやすいという危険性をはらんでいる。今後はマンツーマンの指導から、マンツーマン・エンバイロメント (man to environment) の指導へと移行していくことが望まれる。”と指摘している。これは、児童生徒が、環境や教材教具に働きかけて主体的に学び取ることであり、教師も環境の一部となって、「教え込む指導」から、児童生徒が「学び取る指導」への転換が求められている。

(2) 自立の意味の検討

自立活動は、児童生徒の積極的な活動を通して「自立」を目指す意味とともに、障害による様々な活動の制限を改善して、自立を目指す領域である。一般的に自立というと、他人の援助や社会的支援を受けずに、自分の力で身を立てることを意味している。しかし、障害がある人々の自立の意味は、日常生活を営む上で常時介護が必要であっても、何をしたいかという多くの選択肢の中から自分の意志で決定し、その選択に基づいた行動に対して、自分で責任を負うという「選択と自己決定」と「自己責任」が自立生活の理念という考えが浸透してきている。障害がある児童生徒への自立を目指す教育を行う上で、この「選択と自己決定」「自己責任」を考えた取り組みが求められてきている。

2) 自立活動と教科や他の領域との関連

(1) 教育の構造と自立活動

特殊教育諸学校における教育は、小・中学校に準ずる教育を行うとともに、併せて障害を改善・克服するための教育を行うことである。障害の改善・克服等に関する教育活動は、学校の教育活動全体を通

して行われるものである。ここでは、指導内容・方法からみた自立活動と教科との関連とその課題について述べる。

ア 準ずる教育課程と自立活動

前項で香川は、教科との関係で自立活動に関する指導内容・方法には、「A. 一般的な教科の内容・方法」「B. 一般的な教科の内容の指導を支える教材・教具等」「C. 自立活動の時間における指導内容・方法通等」「D. 障害を改善するために教科の中で指導すべき内容・方法」「E. どちらの指導内容・方法にもなりうるもの」のカテゴリーに分けている。つまり、自立活動は、一人ひとりの障害の状態や発達段階等に即して、教育活動全体を通して行うものである。

準ずる教育を行っている盲・聾学校や肢体不自由及び病弱養護学校においては、Cの自立活動に充てる授業時数は、各学年の総授業時数の範囲に含まれることとなっているが、児童生徒の実態に即して、適切に設けた自立活動の時間を充てると、総授業時数を上回ることもある。児童生徒の実態に即して適切な時数を確保し、そして、その負担が荷重にならないよう十分考慮した個別の自立活動を行うことが必要である。

イ 重複障害教育と自立活動

重複障害者の中で、各教科等の学習が著しく困難な児童生徒の場合、特例として、各教科、道徳、特別活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わず、自立活動の指導を主として行うほか、各教科の目標及び内容の全部又は総合的な学習の時間に替えて、主として自立活動の指導を行うことができることとされている。

ここでは、すべてを自立活動に替えるのではなく、道徳及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する必要がある。つまり、学校行事等の特別活動や教育活動等においても、基本的にはそれらの活動のねらいや指導内容を逸脱して自立活動を行うことは適切ではなく、障害の状態や発達段階に即した指導を行うことが必要である。

ウ 知的障害教育と自立活動

知的障害養護学校では、知的な遅れに対して独自の教科の内容・方法（いわゆる知的障害養護学校の教育課程）で対応している。これまで知的障害養護学校における自立活動の指導は、a)自立活動の時間における指導、b)各教科や領域等の時間における指導、c)領域・教科を合わせた時間における指導の場面で行われている。本研究所の「全国盲・聾・養護

学校における自立活動の指導に関する実態調査」(平成15年3月)で知的障害養護学校の教育課程の類型をみると、知的障害養護学校の教育課程が78.7%、自立活動を主とする教育課程は7.9%となっている。

このことは、自立活動の指導の多くは、c)の領域・教科を合わせた指導において行われていることを示している。この現状について、山下は前項2-2)-(2)で、合わせた指導と自立活動の関係について、合わせた指導の中で行われる自立活動の指導は、基本的に、合わせた指導で計画された活動のねらい等を逸脱して行うことは適切ではないと指摘し、自立活動に関する指導としての認識をきちっと持つことが重要であると述べている。そして、指導課題によっては、自立活動の時間の指導を設け、その指導課題に対する個別的、計画的、継続的な指導も必要であろうと指摘してしている。

(2) 重複障害者の自立と社会参加への視点

特殊教育諸学校には、自己の意志の明確な表示が困難な重複障害児童生徒が在籍している。このような重複障害児童生徒の「自立」はどのように考えればよいのであろうか。学校教育においては、重篤な障害がある児童生徒ほど、自立活動中心の教育課程を編成し、指導を行わなければならない。これに対して、香川は前項でQOL(quality of life)の向上等の視点が大切であると述べている。人生の質、その人らしい行き方の質、障害が重篤な人達の自立を考える場合、こうした、その人の人間としての生き方の探求や環境等を視野に入れて考えて、実践していくことが必要となっている。

3) 個別の指導計画に関する課題

(1) 短期と長期の目標設定とチームアプローチ

自立活動や重複障害児童生徒の指導において、個別の指導計画の作成が学習指導要領に規定され、実施されている。個別の指導計画においては、一人ひとりの実態を的確に把握して、そこから今、最も必要とされる指導内容・方法を考え、効果的な学習をしていくことにある。この個別の指導計画に基づく教育実践は、緒についたばかりであり、これから検証していく段階であろう。これは、指導計画を作成することに意味があるのではなく、作成された個別の指導計画によって効果的な学習活動が展開されることに意味がある。

個別の指導計画の作成において大切なのは、実態把握に基づいた短期目標の設定であることはいうまでもないが、ここでは、見通しを立てて具体的に達成できる目標に絞り込むこと、そして、この短期の目標を組み合わせ発展するような、見通しを持った

長期目標を設定し実践していくことが必要である。

そのためには、担任教師一人で作成するのではなく、数人の教師でチームを組んだり、外部の専門家や保護者の参加によるチームアプローチも考えていく必要がある。

(2) 共通の概念と学校間の連携

いま、盲・聾・養護学校は、地域の特別な教育的ニーズを有する幼児児童生徒や保護者の、教育相談や支援のセンター的機能を担うことが求められている。そこには、特別な教育的ニーズを把握し、個別の指導に基づいた教育支援計画の策定や実践も求められてくる。障害がある幼児児童生徒の対応について、個別指導計画の作成に関して数名の教師によるケース会議を設けたり、養育や指導に関わった専門機関の職員や保護者を交えた検討会を設けたりすることが、ますます必要になってくる。また、学部間の移行や転校などによる、学部間・学校間の連携や情報交換もより密接にしていかなければならない。このような場合、相互理解を深めるには、共通の概念による用語の使用や共通理解がより必要になってくる。

(千田 耕基)